

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2021年8月16日  
In depth No. 2020-06

### 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

#### FAQ 2.11—複合金融商品の主契約が金利指標改革に関連するキャッシュ・フローを有するとみなされる場合、フェーズ2の修正はどのように適用されるか

##### 質問

一部のケースでは、組込デリバティブを分離した場合、複合金融商品は、IBORに連動するとみなされる主契約を帰属させていた可能性があります。

そのような金融商品の実際のキャッシュ・フローは、金利指標改革の結果として変動しませんが、IBORの中止後は、組込デリバティブの名目上のIBORのレグと主契約の双方に帰属させるIBORキャッシュ・フローを決定できない可能性があります。

例えば、金価格に基づいて支払いが変動する貸付金は、金価格とIBORをスワップする組込デリバティブとIBORベースの負債の主契約を含んでいると借手が評価する可能性があります。

複合金融商品の主契約がIBOR関連のキャッシュ・フローを有するとみなされる場合、フェーズ2の修正はどのように適用されるでしょうか。

##### 回答

フェーズ2の救済措置は、この問題について何も述べておらず、したがって、判断が要求されるとPwCは考えます。複合金融商品全体のキャッシュ・フローは変動しませんが、主契約と組込デリバティブは、会計目的上、別個の「契約」として扱われます。オプション以外の組込デリバティブは、明示的または黙示的な主要条件に基づいて、主契約から区分されます[IFRS第9号B4.3.3項]。IBORが、金利指標改革の結果として新しい指標金利に移行する市場においては、(明示的な契約条件が変わらないとしても)この移行を主契約と組込デリバティブのみなし修正と考えることが容認できるでしょう。この「みなし修正」は、経済的に同等ベースで行われるべきであり、金利指標改革で要求される変更のみを含み、主契約と組込デリバティブの双方について同一であり、IBOR金利の公表が中止されるまで行われます。これらの条件を満たせば、IFRS第9号第5.4.5項は主契約に適用することが可能であり、即時の利得または損失は生じないだろうとPwCは考えています。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.